

新宿区教育委員会会議録

平成27年第11回臨時会

平成27年11月25日

新宿区教育委員会

平成27年第11回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成27年11月25日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時40分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	古 笛 恵 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
教 育 調 整 課 長	木 城 正 雄	教 育 指 導 課 長	横 溝 宇 人
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	山 本 誠 一
統 括 指 導 主 事	早 川 隆 之	統 括 指 導 主 事	小 林 力
文 化 観 光 課 長	橋 本 隆		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 管 理 係	薬 袋 和 明
---------------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 4 8 号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 4 9 号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 3 第 5 0 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第 5 1 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 第 5 2 号議案 平成 2 7 年度新宿区一般会計補正予算（第 7 号）（案）に関する意見について
- 日程第 6 第 5 3 号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

報告

- 1 平成 2 6 年度新宿区立学校の児童・生徒の問題行動等の状況について（追加報告）
(教育指導課長)
- 2 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について (中央図書館長)
- 3 その他

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから、平成27年新宿区教育委員会第11回臨時会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いします。

なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての説明を受けるため、地域文化部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、初めに日程第6 第53号議案の説明を受け、審議した後、日程第1 第48号議案に戻って順次進行するものといたします。

◎ 第48号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第49号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第50号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第51号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第52号議案 平成27年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について

◎ 第53号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第48号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第49号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第50号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第51号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第52号議案 平成27年度新宿区一般会計補正予算（第7

号) (案) に関する意見について」、「日程第6 第53号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

○**教育長** 第52号議案ですけれども、平成27年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提出する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

○**松尾委員長** ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

第52号議案を非公開により審議することに御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

○**松尾委員長** 御異議がございませんでしたので、第52号議案を非公開により審議するものいたします。

それでは、第53号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○**教育調整課長** 第53号議案について御説明いたします。議案をごらんください。新宿区文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

本議案については、新宿区文化財保護審議会委員第16期の任期満了に伴いまして、新たに第17期の委員を委嘱するものでございます。

委員の定数は10名、委嘱期間は平成27年12月1日から平成29年11月30日まででございます。委員の候補者については裏面の名簿のとおりとなっております。皆様、再任となっております。

提案理由でございますが、新宿区文化財保護条例第23条及び第27条第3項に基づき、新宿区文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるためでございます。

議案の詳細については、文化観光課長より御説明いたします。

○**文化観光課長** 議案の御審議に当たりまして、当文化財保護審議会の活動等について概要を御説明させていただきます。

お手元に配付してございます資料をごらんいただけますでしょうか。審議会の活動につきましては、毎年、その概要を新宿区教育委員会で発行しております「しんじゅくの教育」に掲載しているところでございますが、委員の委嘱を御審議していただくに当たり、実績等につきまして、改めて御説明させていただきます。

資料の3のところに記載のとおり今期の委員の定数は10名でございます。そのうち遠藤委員及び関沢委員2名が新任として2年間、委員を務めていただきました。

資料の4に2年間の活動実績が記載してございます。審議会は計9回開催いたしました。審議会では文化財の指定等に関する個々の案件について文化財調査員等から報告を聴取、その上で審議をしていただき、4回、18件の答申をいただきました。

また、本年は教育委員会にも情報提供いたしました「漱石山房」記念館建設予定地から発見されました建物礎石の取り扱い等に関しましても御審議をいただきました。

資料裏面をごらんください。

資料の5には、答申に基づき、本教育委員会において決定いただきました指定及び登録文化財が年度ごとに記載してございます。

最後に資料の6でございますが、審議会にて意見聴取、その上で教育長の決定を経て教育委員会に御報告しました地域文化財案件10件が年度ごとに記載してございます。

今後も教育委員会や審議会としっかり連携した上で、新宿区内の文化財の保護や活用に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本年度におきましても、年明けの教育委員会におきまして新たな文化財の指定等について御審議をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

第53号議案について、御意見、ご質問をどうぞ。

○菊池委員 名簿を拝見しますと、皆さん立派な先生方だと思いますけれども、任期は最長何期といった規定などはあるのでしょうか。

○文化観光課長 明文化されているものはございませんが、慣例によりまして、委嘱時に80歳を上限といったところで運営させていただいております。

○菊池委員 分かりました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

特にございませんようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第53号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 第53号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、第48号議案から第51号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 第48号議案から第51号議案まで御説明いたします。

議案の説明の前に、今回のそれぞれの議案については、平成27年度の特別区の人事委員会

勧告を受けたものが主となっておりますので、その概要について簡単に御説明いたします。

まず、地方公務員の給与改定の仕組みについてですが、公務員の特殊性、具体的には労働権の制約の代償措置といったところから、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、この給与勧告制度が実施されているところでございます。

給与勧告は、地方公共団体の区域内の民間従業員の給与水準と均衡されることを基本として、各地方公共団体に設置された人事委員会から、各地方公共団体が給与勧告を受けまして、その内容に基づいて自治体の職員の給与等を条例で定め、区が決定しているものでございます。なお、特別区においては特別区人事委員会となっております。

事務局職員の給与については、区長が条例を改正し、改定いたします。また、小・中・特別支援学校の職員、いわゆる県費職員の給与は、東京都条例を改正し、改定してまいります。各区の幼稚園教諭の給与については、教育委員会として区長に対し条例改正を申し出るものでございます。

今回の平成27年度の人事委員会勧告につきましては、月例給の引き上げ改定が0.35%引き上げまして、2年連続の引き上げとなっております。また、扶養手当の引き上げについては500円引き上げて6,000円。また、特別給については、0.1カ月引き上げまして、4.2カ月から4.3カ月でございまして、2年連続の引き上げといったところでございます。

次に、勧告が職員の給与に与える影響でございますが、給料月額及び特別給ともに増額となることから、職員の年間の給与としては約6万5,000円が増になる見込みとなっております。ところでございます。

それでは、議案概要をごらんいただけますでしょうか。

まず、第48号議案でございます。「新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」でございます。

新宿区特別職報酬等審議会の教育委員の報酬の改定の答申を踏まえ、教育委員会の委員の報酬を改定するものでございます。特別職報酬等審議会につきましては、条例に基づいた審議会でございます。区長の諮問に応じて答申をするものでございます。特別職の報酬や給料について、条例を議会に提出する前に、事前に審議会の意見を聞くものとなっております。今回の答申では、改正案について妥当であるとなっております。

改正内容についてですが、委員の報酬の月額について0.35%相当分、職員の人事委員会勧告と同等の相当分として引き上げるものでございまして、委員長で30万8,000円となります。委員長職務代理者で26万2,000円、その他の委員で20万7,000円となるものでございます。

施行期日については、平成28年1月1日でございます。

それでは、第48号議案をごらんいただければと思います。

新旧対照表がございます。改正後（案）と現行となつてございまして、下線部の部分が先ほど御説明した内容で、それぞれ改正となるものでございます。

第48号議案の提案理由でございます。新宿区教育委員会の委員の報酬の改定内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

では、また議案概要にお戻りいただきまして、第49号議案でございます。「新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」でございます。

こちらも第48号議案同様に、特別職報酬等審議会の答申を踏まえて給与を改定するものでございまして、同様に0.35%相当分を引き上げるもので、79万6,000円となるものでございます。

施行期日は同じく平成28年1月1日でございます。

新旧対照表をごらんください。先ほど御説明したように、下線部が改正となるものでございます。

第49号議案の提案理由でございます。新宿区教育委員会教育長の給料の改定内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次に第50号議案でございます。「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

特別区人事委員会の勧告を受けまして、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、規定の整備を行うものでございます。

改正内容としては、1として給料表の改定でございます。0.35%給料月額を引き上げるものでございます。

2の勤勉手当の支給月数の改定は、現行4.2月を0.1月引き上げまして、4.3月として引き上げを勤勉手当に割り振るものでございます。

3については扶養手当の改定で、6,000円となるものでございます。

4については、地方公務員法の改正に伴いまして、等級別基準職務表を追加するほか、引用条項を改めるものでございます。

その他、行政不服審査法の改正に伴いまして、法律番号や引用条項をそれぞれ改めるほか、用語の整理を行うものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

その他、適用日の規定となっております。

それでは、新旧対照表をごらんください。それぞれ公布の日の施行後の条例と現行との比較でございます。第11条は扶養手当を500円引き上げるものでございます。

また、第30条、勤勉手当は0.1カ月分を引き上げるものでございます。

それから、平成28年4月1日からの施行分では、第1条、第6条、第7条、第15条、第29条について、それぞれ先ほど御説明したとおり法改正による追加、または法律番号、引用条項の変更という規定整備となっております。

今回の改正は勤勉手当の支給月数の上限を引き上げるものでございます。今年度は12月に全額を支給するため、0.1カ月の引き上げでございます。平成28年4月1日以降は、6月と12月に振り分けるため、それぞれ0.05カ月の引き上げでございます。

続きまして、給料表でございます。「(新)」のほうが改定後の給料表でございます。

第50号議案の提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の給与を改定するほか、地方公務員法等の改正に伴う規定の整備を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に第51号議案でございます。「新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらも人事委員会勧告を受けまして勤勉手当の支給月数を改定するものでございまして、支給月数を0.1カ月引き上げるといったものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

それでは第51号議案の新旧対照表をごらんください。勤勉手当については、条例で上限を定め、規則で具体的な支給割合を定めるものとなっております。平成27年12月1日適用と平成28年4月1日適用の2つの改正となっております。

それでは、第51号議案の提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定する必要があるためでございます。

説明は以上でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○松尾委員長 説明が終わりました。

順に御意見を伺ってまいりたいと思います。

第48号議案について、御意見、御質問がある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○松尾委員長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第48号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 第48号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第49号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○松尾委員長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第49号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 第49号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第50号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○松尾委員長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第50号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 第50号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第51号議案について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

では、私から。

第51号議案なのですが、議案に規則の条文が出ております。この第2条の第2段落、「第4条第1項第1号中『100分の90』を『100分の85』に、『100分の100』を『100分の105』に改め、同項第2号中『100分の42.5』を『100分の45』に、『100分の52.5』を『100分の50』に改める。」とございますが、新旧対照表を見ますと、100分の110を105に改めなければならないことになっていますので、食い違っております。

また、再任用職員は、新旧対照表のほうでは100分の42.5を100分の40に改めることになっておりますけれども、先ほどの条文のほうでは100分の42.5を100分の45に改めるとなっております、食い違っているように見えます。

規則の条文と新旧対照表のどちらが正しいのでしょうか。

○教育調整課長 大変失礼いたしました。今の御指摘ですけれども、新旧対照表のほうが正しい内容となります。したがって、議案の規則の条文の第2条は、新旧対照表と同様に「100分の110」の記載が正しいものとなります。

それから、御指摘の第2条の再任用職員につきましても、新旧対照表と同様に「100分の40」の記載が正しいものとなりますのでこちらの内容で御審議いただければと思います。

○教育長 大変申しわけございません。第51号議案の審議については、資料を早急に整えて、お手元に疑問のないものをお渡ししますので、それから審議をしていただきたいと思います。

○松尾委員長 それでは、審議は暫時延期ということによろしいですか。

○教育長 はい、お願いします。

○松尾委員長 それでは、第51号議案につきましては、整った資料が届くまで暫時延期いたしまして、次に進みたいと思います。

それでは、日程第5 第52号議案を非公開により審議いたします。

傍聴人の方は、議場より退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 3時36分再開

○松尾委員長 以上で、本日の議事を終了いたします。

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

◆ 報告1 平成26年度新宿区立学校の児童・生徒の問題行動等の状況について
(追加報告)

◆ 報告2 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について

○教育指導課長 それでは、報告1 平成26年度新宿区立学校の児童・生徒の問題行動等の状況について、追加報告をさせていただきます。

平成27年10月27日に、文部科学省が平成26年度問題行動調査について、いじめの再調査の結果を公表しました。

既に、平成26年度の問題行動等の調査につきましては、(1)の暴力行為、それから(2)の不登校の結果については御報告させていただきました。

本日は、平成26年度の問題行動等の調査のうち、いじめの再調査の結果について、追加の報告をさせていただきます。

再調査の結果を御報告する前に、今回、再調査を行うことになった経緯と再調査実施上の留意点について、御説明させていただきます。

今回、再調査を実施することになった経緯については、岩手県矢巾町の中学2年生が自殺した事案について、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校は人間関係上のトラブルと捉え、しかも、そのトラブルは解決済みと学校で判断し、結局、いじめと捉えなかったという状況がありました。

このことから、平成26年度の問題行動等の調査のいじめの認知件数について、いじめとして認知されていない事案があったのではないかとということで、文部科学省は8月に再調査を実施することとしました。

再調査を実施するに当たって、留意点として、初期段階のいじめや、短期間のうちに解消したいじめ事案については、解消したからといっていじめが発生していなかったことにはならないため、いじめの認知件数として計上すること。また、対人関係のトラブルとして捉えていた事例の中にいじめと認知すべきものがあつた可能性を踏まえ、慎重に確認することなどが示されています。

これらのことを校園長会で説明した上で、各学校に平成26年度のいじめの認知件数について、調査結果の見直しを依頼したものです。

それでは、報告1の「(4) いじめの認知件数の把握」をごらんください。平成26年度の認知件数です。小学校の認知件数は168件、うち年度内解消は130件、年度末の時点で一定の解消が図られたが、継続支援中は29件でした。中学校の認知件数は97件、うち解消は64件、一定の解消が図られたが、継続支援中の案件は31件でした。

それ以外の件数につきましては、解消に向けて取り組み中のものが、小学校で年度末に6件、中学校は2件。そして、小学校の残りの3件は転校というものです。

平成25年度の認知件数と比較して、今回は、小学校は約2.3倍、中学校は約1.2倍に増加しています。

いじめの認知件数が増えたことにつきましては、いじめの初期段階のものも含めて、学校が積極的に認知し、その解消に向けて取り組みを進めていると肯定的に捉えています。

今後も、各学校がアンケート調査やhyper-Q U等の活用をしながら、担任1人で抱え込まない、抱え込ませない、いじめは組織で対応するという早期発見、早期対応でいじめの解消

に取り組むように、学校とともに進めてまいりたいと思います。

○中央図書館長 続きまして新宿区立図書館の指定管理者の事業評価報告につきまして、御報告いたします。お手元の資料をごらんください。

まず、目次でございますが、事業評価の目的、評価の概要、施設の概要、評価結果、参考資料となっております。

次に、1ページの「事業評価の目的」でございます。「区が事業評価を実施する目的は、指定管理者が行う図書館サービスの成果や達成度、運営状況を明らかにし、図書館運営の効率化及び図書館サービスの向上を図るためです。」というものでございます。

次に、2ページ、「評価の概要」について御説明いたします。

まず、「評価者」ですが、新宿区立図書館指定管理者事業評価委員会が評価いたしました。この事業評価委員会と申しますのは、外部委員7名、内部委員1名の8名で構成されています。委員会の構成は、学識経験者2名、それから指定管理者選定の際の区民委員であった者3名、公認会計士1名、区立学校関係者1名、そして中央図書館長1名でございます。

今回の評価の日程でございますが、第1回から6回まで行い、現地視察と全体の協議、まとめという形になってございます。

次に、評価項目でございます。4番のところに記載してありますように、計画目標の達成、それから利用者ニーズ把握の状況、管理業務の遂行水準、業務体制とマネジメントでございます。

着眼点等は後ほど御説明いたします。

今回、評価の対象になってございますのは指定管理図書館の8館でございます。それぞれ、図書館ごとの指定管理者は記載のとおりでございます。

評価資料につきましては、各指定管理者から提出されました平成26年度の事業報告書、各館で行っております利用者アンケート、各館の管理業務の自己評価、そして、評価委員による各館の視察とヒアリングをもとに評価したものでございます。

評価方法でございますけれども、評価項目それぞれにつきまして、各評価委員の評価に基づいて、協議の上、評価委員会として各館ごとに項目別に評価、そして総合評価を行ってございます。

1点から5点で各評価委員が採点しますが、5点というのは秀でている。他の模範となる水準。4点が優れている。全く支障のない水準。3点が良好である。支障のない水準。2点が改善を要する。複数の改善を要する。そして、1点が重大な改善を要するというものでござ

ございます。それらを合計いたしまして、協議により点数別にA、B、C、D、Eと評価したものです。評語は先ほど御説明したものと同じでございます。

総合評価につきましても、同じようにAからEまでのいずれかの段階の評定を行ってございます。

なお、平成25年度までの事業評価委員会では、評語が※のところに書いてありますが、かつてはAが大いに良好である、Bが良好である、Cが軽微な改善を要する、Dが重大な改善を要すると、4段階評価でございました。今回は、事業評価委員会の中での協議によりまして、先ほど御説明したように5段階の評価と変更しているものでございます。

次に5ページから各評価対象施設の概要でございます。こちらにつきましては割愛させていただきますまして、14ページをお開きいただきたいと存じます。

ここは四谷図書館でございますけれども、このように図書館ごとに評価項目、着眼点で評価という形になってございます。少しこの辺を御説明させていただきます。

まず、1の「計画目標の達成・利用者ニーズの把握状況」ということで、計画目標としては、各指定管理図書館共通に、地域に密着した図書館サービスということで、事業計画で提案した事業は、地域の特色を生かして、課題に沿った内容であり、適切に実行したかどうか。

そして、2点目として、利用の拡大と満足度の向上。これも各指定管理図書館共通の計画目標となっております。

そして、3点目がレファレンスのさらなる充実。事業計画で提案したレファレンス体制をさらに充実させるかどうか。しているかどうか。それを適切に実行したかどうかということでございます。

そして、利用者の意向の把握ということで、御意見、御要望の対応。利用者からの要望・苦情に対して適切に対応しているかどうか。それから、利用者意向調査をやって、それに基づいた運営を行っているかどうかということでございます。

次のページに参りまして、2の「管理業務の遂行水準」ということで、こちらは図書館条例に記載してございます図書館の行う業務ごとに項目立てをしてございます。図書館資料の収集・整理・保存、それから図書館資料の管内利用及び管外貸し出し、読書相談、読書案内及び参考調査、読書会、映写会等集会行事サービスでございます。

そのほか、館の利用に障害がある者への利用援助、それから他館、学校図書館等との相互協力、施設・設備の維持管理、その他教育委員会の認めるものとして、平和事業でありますとか、調べる学習コンクールといったものでございます。

3の「業務体制とマネジメント」は、人員体制と管理体制。人員体制につきましては、安定的な人材確保、また有資格者の配置の水準。管理体制・マネジメントとしては、情報発信、システム・個人情報の事故防止、防犯・防災対策といったものでございます。

このような形でそれぞれの図書館ごとに評点と評価、AからEの各段階のいずれか、それから、評価委員の主な意見という形で記載してございます。

これらを総括して一覧にしたものを資料の最後に添付しております。

そして、総合評価ということで、四谷、鶴巻、西落合、戸山がそれぞれB、北新宿につきましてはC、中町につきましてはC、角筈、大久保がBということで、Bというのは全く支障のない水準、Cが支障のない水準という評語になってございます。

38ページをごらんください。評価委員からの総括というようなことでそれぞれの図書館ごとに記載してございます。主なものを御紹介させていただきます。

四谷図書館につきましては、まず人員体制が大変安定している点。それから、歴史と伝統ある内藤新宿で、タブレット端末やスマートフォンで閲覧できる古地図の活用。また、内藤とうがらしの調理ワークショップなど、地域の特色を生かした事業。また、広報につきましても、「よつば」という広報誌。それから、町会の祭りのはんでんの写真をデータ化している点。それから、英語多読講座、大人向け調べもの応援講座など、それぞれの利用者ニーズに応じた運営がなされている。それから、書架整備などもしっかりと行われており、また、名誉区民のやなせたかしをテーマにした展示を行っています。収支報告につきましても、収入の範囲内で適切に実施されているということでございます。

次に、39ページの鶴巻図書館でございます。協定の水準を上回る司書の配置を行っていますが、若干、早期に退職する職員が出たということで、入れ替わりが割と頻繁であったが、後半は安定してきているというようなことです。夏目漱石の資料、常設コーナーの設置。早稲田大学に近い立地を生かした大学との連携をとった講座。それから、夏目漱石に関する児童への対応。「調べる学習コンクール」など、特色ある行事を行っていることでございます。経理につきましても、適正に実行しているということでございます。

それから、40ページの西落合図書館でございます。こちらは大変安定した人員配置ということと、有資格者、司書の比率が80%となっております。特に住宅地でありますから、利用者を喜ばせるような配慮ということで、「縁傘（えにしがさ）」という傘の貸し出しとか、「うずらかご」といったような工夫などもしてございます。それから、子育てママのリラックス講座など、住宅地を意識したサービスを心がけています。

それから、41ページ、戸山図書館でございます。こちらジョブローテーションや研修に大変力を入れているということ。司書の比率も水準以上というようなこと。特にここは障害者サービスの拠点館ということで、録音資料の提供、大活字本の収集、バリアフリー映画会、視覚障害者と晴眼者の団体の「こうばこの会」による朗読会など、大変特徴的なサービスを実施しており、特に、障害者サービスに力を入れている点が評価されてございます。一方、防災訓練など、防災体制のさらなる充実が望まれているところというような指摘もございません。

それから、42ページの北新宿図書館でございます。こちらは指定管理者がミライト・リブネット共同事業体ということで、平成26年度から新規に参入してきた共同事業体でございます。年度当初、日常業務の混乱が生じた部分があったのですが、年度後半には館長も経験者を配置する等、安定した運営に向けた体制づくりを行っていること。また、契約社員を正社員に登用するなど、モチベーションアップにも取り組んでいるというようなことございました。1年目ということで、他と比べて総合評価はCということでございましたけれども、特に地域との連携を重視した取り組みにいろいろ取り組んできたというところがございます。

次の43ページ、中町図書館も平成26年度からの新規の指定管理者ということで、丸善株式会社でございます。研修の充実、それからまた司書比率も83.3%と大変高く、安定した運営ということ。それから、こちら比較的住宅地を特徴とする地域でございます。赤ちゃんタイムや大日本印刷等と連携した事業など特色ある事業を展開しています。ただし、後段のほうに書いてございますけれども、収支報告については収入の範囲で執行されていますが、事情があるにしても幾つか実施できなかった事業があったというようなことで、やはり、計画的な事業執行というところの指摘が1点ございます。

それから、44ページ、角筈図書館でございます。こちらはビジネス支援ということで特色がありまして、ビジネスサービスの拠点館。また、ビジネスライブラリアン講習に参加させて、資格を取得させるなど、全体としてスキルアップに努めているということ。また、特に、会社の歴史の資料、社史、業界史の収集は都内でもかなりの水準のものがございます。また、中小企業診断士によるビジネス支援相談会の実施。特に、平成26年度はひとり親家庭の就業対策として、字幕スーパーの制作講座ということで、お仕事につなげていけるような事業にも意欲的に取り組んでいることが評価点でございます。近隣に中央公園を抱えてございまして、ホームレスに対する対策としても、アロマの香りを発生する機器を設置するなど、また、路上生活脱出ガイドを置くなど、自立への仕組みも継続して行っているところが評価されて

ございます。

最後に、45ページ、大久保図書館でございますけれども、こちらは中途退職者もなく、また、特に中国・韓国籍を初めとする外国籍住民が多いというようなことで、中国語、韓国語、朝鮮語を話せる職員の雇用といったもの。多文化サービスに関する館内研修の実施なども評価されてございます。特に、多文化を特徴としている図書館でございますして、外国語による読み聞かせ、それから外国人との知的書評合戦、ビブリオバトルと申してございますが、外国人と日本人によるビブリオバトル・インターナショナル・オオクボといった特色のある事業を展開して利用に結びつけているというところでございます。

大変雑駁でございましたが、以上が平成26年度の指定管理図書館における管理業務に係る事業評価の報告でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

それでは、まず報告1の児童・生徒の問題行動等の状況について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 幾つか伺いたいのですが、数字について言葉の説明だと少し分かりにくいと思う点についてお聞きします。

1つ目は、最初の調査と再調査の誤差は大きかったのか、つまり、認識の格差があったかどうか。

2つ目は、暴力行為の把握。これは内容がどういうものなのか。

3つ目は、(2)の不登校児童・生徒の把握で、この数字の内実の理由について。

このあたりを少し簡便に説明してください。

○教育指導課長 まず、いじめの認知件数が再調査前と再調査後、平成26年ではどう変わったかということについてです。

小学校におきましては、再調査前の約2.9倍。中学校につきましては、再調査前の1.5倍程度に増加したという状況があります。改めて精査をしたところ明らかになったということだと思います。

続きまして、暴力行為の中身につきましては、子ども同士の暴力行為というもの、教師に対する暴力行為、そして学校のを壊す器物損壊、この3種類があります。

続きまして、不登校の状況ですけれども、これは基本的には年間30日以上欠席のお子さんを対象としております。出現率につきましては、児童・生徒の全体の中からどの程度不登校児童・生徒が出現したかということの割合を示したもので、年々低下している状況です。

○羽原委員 今の、3番目の不登校児童・生徒の問題は、出現率について聞いているのではなくて、不登校の理由です。この数字を説明して報告としてはいけないので、この内実がどうだったかということの説明がないと反省材料にならないと思います。「数字が減った、ああ、よかった」では、教育効果は余り期待できない。

それと、いじめの認知件数の小学校2.9倍、中学校が1.5倍というのは、学校別で言えば、いじめに対する感度が鈍いということが増える理由になるはずですね。少なくとも文科省の発表の中の説明などを読む限りは、いじめなどの問題に対するアンテナがさびていたというか、先生や学校がいじめを見逃す発端はこの2.9倍や1.5倍という数字にあらわれているのではないのでしょうか。

数字で僕らに理解を求めるのではなくて、内容に対する反省やどういう対応をこれからすべきかというところが鍵だと僕は判断します。

○教育指導課長 不登校の児童・生徒の不登校に至る理由として、多かったものを御紹介したいと思います。

学校に係る理由として最も多かったのは、いじめを除いた友人関係をめぐるトラブル、次に、学業不振でした。学校に係る理由での不登校は、友人関係、あるいは学業不振、これらが背景にあると考えられます。その部分について学校で丁寧にみとっていくことが不登校を減らすうえで必要になってくると考えます。

家庭に係る理由の最も多いのが親子関係をめぐる問題でした。

本人に係る理由として、最も多いのが不安などの情緒的な混乱、次いで無気力に至るものが多かったです。

続きまして、いじめの件数が増えたことについてのお尋ねです。

再調査をした結果、増加の割合が多かったものが、冷やかしやからかい、あるいは悪口等の、嫌なことを言われるというもの。仲間外れや軽く友達をぶったりという行為が増加したものです。

周りから見て、一見いじめとは見えにくいもの、ふざけているのではないかと思えるものもきめ細かく大人がみとって、子どもの内面まで聞き取っていくことがいじめの芽を摘み取っていくことにつながるのではないかと考えています。

○羽原委員 今の問題から触れますと、冷やかし、からかいや悪口など、あるいは軽くぶつとか、これが一過性のことであるか、継続性があるか、それがいじめの表面に出た一部であるかということですね。

特に答弁しなくていいのですが、その点を見落としていたということになるとすれば、そこをぜひ校長先生方に徹底してもらいたい。僕は、先生方のアンテナがさびているかどうかというのは、その、点の行為だけ見れば最初の報告になるけれども、線とか面になったときの状況が怖い。

ある意味で友達関係も不登校の理由にもなるというような、最初の目のつけどころが鈍いと、調査をする度に、もっと増える可能性が出てくると思います。

先生方の感度、この点を徹底していかないと、学校でいじめを防ぐという作業はなかなか難しいと思います。子どもたちはいじめや相手に不快感を与えるような行為を大人の目に着かないように行うのがごく自然だと思います。

数字の裏側にあるものを、本質をぜひ徹底してもらいたい。僕らにもそういう説明を、数字ではなくて、数字の中身をぜひアピールしてもらいたい。

それからもう1つ。今の不登校の理由は大体想定内でよく分かります。

1の暴力行為の子ども同士とか、先生に対するとか、器物損壊とか、そういうものは程度の問題もあろうかと思うのです。これも一過的なことなのか、あるいは、頻繁にということなのか。これは僕らが聞いても手を出せる問題ではないが、そういう分析の仕方をぜひ校長先生経由で先生方に伝えてほしいと要望しておきたいと思います。

○教育指導課長 いじめの認知件数が増えたことについて、初期段階のいじめについてもいじめとして計上するように学校に依頼をしました。その意味では、学校はその小さな変化を見逃さないという姿勢で取り組んでおります。

また、学校から毎月いじめの報告をいただくときに、いじめの件数だけではなく、いじめの疑いのある件数も教育委員会に報告してもらっていますので、早い段階で教育委員会との連携がとれるような体制をとっております。

それから、暴力行為につきましては、今回、比較的同じお子さんが繰り返したケースが少なくありません。その都度学校としては、家庭との連携をとりながら丁寧に指導してきました。今年度はそういう状況はおさまっているということもあわせて御報告させていただきます。

○羽原委員 よく分かりました。

ただ1点だけ。この2.9倍とか1.5倍というのは、点で捉えたものも新たに入れたと言うが、その、点が怖い。点で兆候をつかむ。そのことが割に大事です。点であったか、線なのか、面であるのかという判断は、先生方の、担任たちのアンテナがさびていないかどうか、ある

いは先生のセンスがそこまで行き渡っているかどうか。こういうことがない限り、幾ら統計をとってみても、余り意味がないと思います。基本的には学校の名誉にならないから、できるだけ隠しておきたい。それは人間の気持ちとしてよくわかる。だけれども、それを従来隠し過ぎていたことがいじめの増産につながるようなことにもなります。

僕が言いたいのは、そういう分析の結果をどう生かすかということをご希望したい。興味でこの数字を見ているのではなく、中身を見たいのです。それに対してどういう指導をされるかが、事務局への課題であると申したい。

○**教育指導課長** いじめという問題は、初期の段階でどう早く察知して捉えることができるかに大きなポイントがあると思います。初期の段階で捉えるためには、担任1人で見ている、これは困難なわけです。職員全体で小さなサインを共有し、子どもはいじめと捉えているかもしれないという情報共有が必要かと思います。また、教員だけではなくて、家庭から、そして子どもからの情報も入るといこともとても大事だと思います。そういった意味では担任1人で抱え込まないで、組織的に対応していくという風土を学校がつくっていくことが大事だと考え、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

○**羽原委員** 分かりました。

○**松尾委員長** ほかに、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○**菊池委員** 今の羽原委員の御質問に関連しますけれども、この間の岩手の中学校2年生の生徒の自殺のときに、アンケート調査をしていたにもかかわらず、それが機能していなかったということで、その内容についてテレビなどでも報道がありました。子どもたちは気づいていたけれども、そのことを教師にも誰にも表に出してくれなかったということです。

子どもたちのそういうことに対する無関心というか、どういう理由であったかというのは、いろいろ専門家たちが推測されていましてけれども、告げ口と考えてしまうのか、あるいはそういうことに対して助けてあげようという気持ちが希薄であるということが取り上げられていたような気がします。

新宿区でも定期的な3回のアンケート調査とhyper-QUをやりますね。その中の設問に、ほかの子がいじめられているのを見たことがあるかといった項目がありましたよね。

子どもたちは結構知っているというようなことが、この間の事件では注目された気がしますので、そこら辺のところもしっかりと新宿区のアンケート調査の中で生かしていただければと思います。それが第1点です。

第2点は、先ほどよく分からなかったのは、不登校の理由といじめの問題で、いじめを除

いた友人関係をめぐるトラブルという定義が分からないです。いじめを除いた友人関係。トラブルというのは、いじめではなくてけんかということでしょうか。

○教育指導課長 まず、不登校の原因について、今、いじめを除いたと申し上げました。というのは、調査項目の別項目に、いじめが原因で不登校になったという調査項目があります。理由として、いじめ以外のトラブルでというのがその次の項目にありますので、いじめを除いた友人関係のトラブルという説明をさせていただきました。

続けて、区の「ふれあい月間」のアンケートの中には、あなたはいじめられている人を知っていますかという項目があり、友達からの情報も得られることになっています。アンケートの時だけでなく、普段から子どもたちが、先生、スクールカウンセラー、養護教諭など、誰かに相談できる関係を築いていくことが重要なことだと思っております。そのことについては学校にも引き続き指導していきたいと思えます。

○菊池委員 分かりました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○松尾委員長 ないようでしたら、報告1の質疑を終了いたします。

次に、報告2、新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について。

御意見、御質問のある方はどうぞ。

○今野委員 全体的にいろいろな側面から評価委員の評価が入っていて、丁寧になされている。そして、その過程でそれぞれの地区図書館の活動の状況も非常によく分かって、いい仕事だったと思っております。

1点。例えば、16ページですけれども、学校教育機関との相互協力はどうだったかということで、「C」の点数がついています。意見のほうでは、とてもよくやっていて、成果も上がっており、子ども園などでも行事が行われていていいと書いてありますが、評価と意見がマッチングしないところが結構あります。恐らく、評価は点数で自動的にされ、意見は意見でそれぞれ人によって取り上げられた部分が違うのでやむを得ないと思えます。そこから類推すると、点数をつけるときに、従来は4段階だったものを、5段階で行うようにしました。秀でている、優れていると非常に主観的な内容で、特に基準になることがここにはないようです。専門家ですから、この評価基準でも細かな項目ごとに客観的なものが出せるのだろうと思えますが、その点で意見と評価点の関係が少しずれた感じがあるので、今のままでいいのだろうかと思えます。

それから、なぜ5段階の評価変更したのかということも少し気になりましたので、何かそのあたりでコメントをいただけることがあれば、お願いします。

○中央図書館長 今、委員の御指摘の認識は、私どもも共通認識として持っています。まず、評価と意見ですが、具体的にどこを改善すべきところなのか、どこがよかったのかというきめ細かさに欠ける部分がありました。この辺については、現在、新宿区立図書館の基本方針の改定に取り組んでおりますので、区立図書館ごとにサービス計画や目標水準を明らかにしていく方向で検討を進めています。

したがって、ある程度数値目標的なものを基準に据えて、誰が見てもそれを達成したのかというところが分かる形での評価。それから、特に改善すべきポイントについての指摘といったところを工夫していかなければいけないと思っています。

それから、評語を4段階から5段階にしたということでございます。これまで4段階としていた意味は、評価が中位に集中してしまうことを防ぐためでした。今回、どのような形での段階を設けるかというところを1回目の評価委員会で御議論いただいた中で、従来は少し大きくり過ぎたので、きめ細かさを出していったほうがいいのではないかとということとなり、5段階にしました。

今、御指摘いただいた点は、評価をする際の視点などを目標との関係で明確に設けておく必要があるだろうということと理解しております。それが達成できていない場合はどういったところを改善すべきなのかという指摘をしなければ、指定管理者によるサービス向上につながる評価になっていかないだろうと思っています。

次回以降、引き続き検討して、改善を図っていきたいと考えてございます。

○羽原委員 僕も今野委員の指摘はその通りだと思っています。

評価委員の方々は非常に優しく、傷つけない配慮の表現をされていて、優しい方たちがたくさんいて良かったと思っています。しかし、点数をつける以上は、Eまであるわけですから、改善点がどこであるのかが大事なのは。ところどころ防災関係をどうとかありますが、BはAにしたい、CはBにしたいというプロセスを思うと、もう少し改善点を具体的に指摘してもらったほうが、図書館の指定管理者などが分かっているとすれば、対外的にはこれでいいけれども、内部的には改善点をもう少し明確にしたほうがいいのではないかと。評価委員に不満で言うのではないですよ。

それから、初年度の企業の点数が低いのかなと思いましたが、総合評価のBは及第点ということなのか。Cでは少し物足りないということなのか。数字的な評価がどういう意味を持

つのが、少し分かりにくい。評価に書いてあることからすると、BもCも結構というイメージがあります。新しい企業が担当したとすれば、単年度の数値だけでは指定管理の期間の点数の変化を見ないと、改善されたのか、されていないのかが分からない。5段階の評価をするのであれば、今後も5段階の評価にして、毎年、前年との比較で改善されたかどうかということを示してもらえれば分かりやすいと思います。

もう1つ質問です。例えば、52ページの西落合図書館、全体に団体の貸出数がかなり落ちています。増えている図書館もありますが、大体は減っている。これは何か事情なり背景なりがありますか。

○中央図書館長 まず、前段の御指摘は改善点に分かるような形。それから、着眼点についてもう少しはっきりとした定義、例えば、連携が図られているかとかいうのも、評価委員によってはどの部分を連携と見るかというところで大分左右されてしまう嫌いがありました。今後、評語段階は5段階で変えないようにするにせよ、こうした着眼点についてももう少しきめ細かに、基準的な目標を示していきたいと思ってございます。

それから、団体貸出件数が著しく減った点ですが、実際は団体の登録はしているのですが、余り実績がなかった。例えば、学校が複数校団体貸し出しを御利用いただかなかっただけで、減ってしまうという関係でこのような結果になってございます。これも、今後、評価の基準といったところにも目標をはっきりとさせて、いかに利用していただくかという観点で努力していきたいと思います。

○羽原委員 団体は学校ですか。

○中央図書館長 学校というより、児童館、幼稚園、保育園といったところが多いです。あと、企業ももちろん対象になってございます。

○古笛委員 従来は図書館の指定管理者について余り意識していなかったのですが、最近是一般の方、それから保護者も、指定管理者がどこかということをしごく興味を持つようになりました。別の自治体の問題ではあります。

そんなこともあって、今回、専門家の方に評価していただいたということですが、羽原委員や今野委員もおっしゃっているとおり、何か余りはっきりしないというのが正直なところでした。

それと比べて、この間、学校訪問に行ったときに、中学校ですけれども、図書館の貸出冊数が目に見えて右肩上がりです。何を变えたのですかということ、内容を変えてみたりだとか、工夫してみたりだとかというようなことがありました。小規模の学校の図書室

と同じようにはいかないとは思いますが、そういった意味で図書館も、多分、この専門家の評価とともに、もっと如実に利用者のアンケートといった生の声をもう少し生かせるようにならないかということ。

評価も、指定管理者の業務を比べてどこが違うのか、それから、前年と比べてどうなのかなど、いろいろなアプローチをしてどんどんいい図書館になってもらえたらと思いました。

○中央図書館長 今、基本方針の改定をしております、それに基づいて区立図書館ごとに、中央図書館も含めてサービス計画をもう少しきめ細かくつくり、その中で目標をきめ細かく設定し、そういったところで特色をより出していただく。それが達成できたかどうか。

要するに、このサービス計画で何をしたいかということ、図書館のサービスの見える化をしていきたいということでございます。そういった意味で多くの方々が指定管理者はどこかということに関心を持っていただいているという現状も踏まえて、そうした期待にも応えていけるようなものにしていきたいと思っております。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○教育長 数値化して細かいデータを出している以上は、これはこれとして客観的なデータとして評価するという一つ網を掛けないと納得性がないし、それぞれの指定管理者の図書館が、次のアプローチにつないでいけないのではないかと思います。

評価委員による評価は、2年に一度ですが、毎年、図書館の中で評価をするというのであれば、その中で今御指摘いただいた点について、まず内部で行ってみてどういう評価ができるのか、ぜひともやっていただきたいと思っております。

全国的に図書館の指定管理に注目が集まっている中、うちの指定管理者は誰かなと思っておりますということもあります。ぜひとも説得性ある評価を今後も続けていただきたいと思っております。

○中央図書館長 おっしゃるように、やはり評価基準がもっときめ細かに分かるようにということで、サービス計画をつくって、それぞれ各館ごとに目標値を定めて、それに向かって、我々も含めて努力していく。それがうまくいかなければ、どうしてうまくいかなかったのだろうというところを外部の方々の御意見もいただいて、改善につなげていくというのが、この評価の一番いい使い方だろうと思っております。今後、評価委員会だけということではなくて、我々職員もそういう目で具体的に取り組んでいきたいと思っております。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問、ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○松尾委員長 ないようでしたら、報告2の質疑を終了いたします。

ここで先ほど暫時延期しました議事に戻りまして、第51号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、審議を行いたいと思います。

○教育調整課長 先ほどは議案に不備がございまして、まことに申しわけございませんでした。

規則の改め文のところの第2条で誤りがございました。第2条の3行目は「100分の110」が正しいものでございます。先ほどは「100分の100」でございました。

それから、その下の行になります。第2条の5行目は「100分の40」が正しいもので、先ほどは「100分の45」となっております。

新旧対照表につきましては正しいものということで御認識いただいて、御審議いただければと思います。

誠に申しわけございませんでした。

○松尾委員長 これは後ろに特記事項というものが書いてございますけれども、これは御説明いただきましたか。

○教育調整課長 こちらの特記事項は、条例の議決を本規則の成立の要件とするものでございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

第51号議案について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○松尾委員長 御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第51号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 第51号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告に戻ります。「報告3 その他」ですが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○松尾委員長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時40分閉会